

(別紙)

第三者に権利があることを表示・示唆している場合の例

資料:厚生労働統計協会「保健と年金の動向」としている以下の表は、厚生労働統計協会に利用許諾を求める必要がある。

社会保障統計年報

第 I 部 社会保障の体系と現状

2. 社会保険、児童手当及び後期高齢者医療制度の内容一覧

② 年金制度

平成25(2013)年9月現在

制度の種類		国家公務員共済組合	
根拠法〔施行〕		国家公務員共済組合法(昭33.5.1法128)〔昭33.7.1(昭和23年法律第69号の全部改正)〕	
対象		国家公務員及び国家公務員共済組合連合会の職員	
経営主体		国家公務員共済組合連合会	
加入者数 (平成23年度末現在)		106万人	
財源	掛金率	本人 使用者 計	(連合会) 8.2850% 8.2850% 16.57%(平成25年9月～)〔一般組合員〕
	国庫負担	①公経済負担 基礎年金拠出金の1/2等 ②事業主負担 事務費の一部、追加費用の全額	
給付		支給要件	年金額
老齢給付	退職共済年金	老齢基礎年金の受給要件を満たしている組合員が、65歳に達した後に退職し、又は退職した後に65歳に達したとき支給 老齢基礎年金の受給要件を満たしている65歳以上の組合員に、標準報酬月額に応じて減額支給(特別支給)	①厚生年金相当額+②職域加算額+③加給年金額が支給される ①厚生年金相当額 平均標準報酬額×5.481/1000(※1)×組合員期間月数 ただし、平成15年3月までの組合員期間に係る年金額については平均標準報酬月額×7.125/1000(※1)×組合員期間月数 ②職域加算額 平均標準報酬額×1.096/1000(※2)×組合員期間月数 ただし、平成15年3月までの組合員期間に係る年金額については平均標準報酬月額×1.425/1000(※2)×組合員期間月数 ③加算年金額 65歳未満の配偶者(受給権者の生年月日により)年額226,300~393,200円 子2人目までは1人につき年額226,300円、3人目から1人につき75,400円 (※1)生年月日に応じて率が異なる (※2)生年月日及び組合員期間に応じて率が異なる
		(特別支給) 老齢基礎年金の受給要件を満たしており組合員期間が1年以上ある組合員が、60歳に達した後65歳になるまで支給	年金額=定額+厚生年金相当額+職域加算額+加給年金額 定額=定額単価(1,676円)×定額単価に掛ける率(生年月日に応じて1.875~1.0)×組合員期間月数×0.978 (注)昭和24年4月2日以降に生まれた者は原則として加算しない
障害給付	障害共済年金	組合員であった間に初診日のある傷病に関し、障害の程度に応じて支給 (受給権者が組合員である間は支給停止)	1級 退職共済年金×1.25+加給年金額 2級 退職共済年金+加給年金額 3級 退職共済年金(最低保障589,900円)
	障害一時金	障害共済年金に準ずる(障害共済年金に該当しない障害の程度)	退職共済年金×2(最低保障1,150,200円)
遺族給付	遺族共済年金	組合員又は組合員であった者が、次のいずれかに該当した場合に支給	退職共済年金×3/4 子のない寡婦等には、40歳から65歳に達するまで589,900円を加算
	順位	(1)組合員が死亡したとき	
	配偶者	(2)組合員が退職後、組合員であった期間中に初診日がある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき	
	子	(3)障害共済年金(1級、2級)の受給権者が死亡したとき	
	父母	(4)退職共済年金の受給権者又は退職共済年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき	
	孫		
	祖父母		

資料:厚生労働統計協会「保険と年金の動向2013/2014」